

柏市立児童相談所設置に 関する懇談会

【主な内容】

柏市

令和2年5月

〈検討テーマ〉

1. 市の特徴を活かした児童相談所の設置について・・・ 1
2. 一時保護所のあり方について・・・ 5
3. 社会的養護のあり方について・・・ 9
4. 障害児（療育）の相談支援のあり方について・・・ 15
5. フォスタリング機関のあり方について・・・ 19
6. 中核市における児童相談所のあり方について・・・ 21
7. その他(懇談会開催状況, 懇談会委員)・・・ 23

1 市の特徴を活かした児童相談所の設置について

（市が児童相談所を設置する意義）

- ・児童虐待への対応を市が支援から権限行使に至るまで、一貫して取り組めるため、迅速かつ実効性が高くなることから、市が児童相談所を設置する意義はある。
- ・「支援」と「介入」の役割分担に課題はあるが、双方の情報をバリアフリー化することや児童相談所への通告のハードルを低くすることにより、虐待の未然防止につながる。
- ・児童相談所と家庭児童相談室が同じ市の機関になることで、互いに敷居が低くなり、個別支援会議の実施回数を増やせることなど、情報共有をさらに進めることが期待できる。
- ・市職員同士で、顔の見える関係となることで、送致まで至らないケースにおいても、児童相談所と関係部署間で密な連携が期待できる。
- ・市の強みとして、妊娠時からの切れ目のない支援に係る情報収集力がある。保健所の母子保健分野にも、こども部の家庭児童相談室にも保健師が多く配置されていることから、部署間では連携がしやすく、乳幼児健診などの情報、家族の経済状況など、様々な情報を活かした支援体制を構築しやすい環境がある。

（児童相談所と市等の連携状況）

- ・個別ケースのアセスメントを行った結果、リスクが高く、一時保護も視野に入ると判断される場合には、市は児童相談所への送致を検討し、個別支援会議などにより協議をしている。
- ・児童相談所に連絡をする必要があると判断された場合でも市や関係機関から児童相談所に連絡するには一定のハードルがある。また、子どもが施設などに措置入所をすると、支援の中心が児童相談所になり、児童相談所の担当者と連携を図りづらい場面もある。
- ・児童相談所、家庭児童相談室、施設などの関係機関で情報共有の必要性は認識しているものの、各機関、または各職員によって意識や考え方が異なることにより、アセスメントを統一できない傾向が見られる。

（市が児童相談所を設置する場合の課題）

- ・児童福祉法第 28 条（家庭裁判所への保護者の同意が得られない施設措置の申し立てなど）の権限行使が必要なケースについて、複数の児童相談所を持つ県では、その広域性からノウハウの集積を行いやすいが、市では、件数が少ないため、多くの経験やノウハウの集積が困難である。
- ・児童福祉法第 28 条のようなケースについては、司法介入が必要になるため、弁護士との関与により、裁判所への手続きなどに係る専門性は担保される。一方、日常業務についての安全確認手法は、経験ある県職員の派遣や、県の児童相談所との連携体制について検討が必要である。

- ・県では、児童相談所間での職員のつながりがあるため、日常的な情報交換や業務で行き詰まった際の相談等も可能であるが、市が設置する場合にそのような際の対応や連携をどのように行うかは課題である。
- ・市が専門性を補うための解決策としては、関係機関との連携強化や、新たな機能の整備について検討する必要がある。
- ・県が児童相談所を持つ強みとしては、「広域性」と「専門性」があげられるが、市が設置するとそれが弱みとなりうるため、その弱みを補完する仕組みの構築が重要である。
- ・市が保健所を設置した際、県庁や県立の専門機関と関係がとりづらくなるデメリットが生じたため、市立児童相談所の設置に当たっては県庁や県立機関と連携しやすいあり方をあらかじめ検討しておくべき。
- ・精神保健福祉センターは中核市では設置できないため、県との連携強化が必要である。

（施設機能）

- ・児童相談所の設置に当たっては、児童相談所機能を持つ建物を造るだけでなく、既存の市の組織体制についても見直しを図る必要がある。例えば、こども発達センター等の療育部門のほか、児童相談所が持つ「介入」の役割と、家庭児童相談室の「支援」の役割をどのような体制で取り組むのか検討すべきである。
- ・現在、市には配偶者暴力相談支援センターを設置していないが、児童相談所設置に当たって、併せて市が機能を整備することの検討も必要である。
- ・児童相談所は、暗いイメージを持たれやすいが、そうではなく、子どもを救うための施設であり、そのイメージの払拭のためには、辺鄙な所でなく、街なかに設置し、児童相談所の外観や名称などの工夫のほか、子ども食堂を併設することなどにより、多くの人が入りやすい施設となるよう検討すべきである。

（必要な組織体制）

- ・児童虐待防止対策における適切な体制を検討するとともに、必要な人員をどのように確保すべきかについては課題である。
- ・児童相談所を設置する団体では、「支援」と「介入」機能を一本化する自治体もあれば、指定都市のように「支援」を地域にサテライト方式として採用している団体もあり、各自治体の特色を活かした体制を構築している。
- ・「支援」と「介入」機能を分けた場合、必要となる職員の人員数と職員の質の水準をどのように確保し保つかを検討する必要がある。

（支援機能のあり方）

- ・子ども家庭総合支援拠点は、人口が少ない自治体では個別支援会議などのケアマネジメントを重視することが求められる一方で、30万人以上を管轄する拠点では、細かなケアマネジメントは困難であるため、関係機関といかに連携し、役割分担を調整するソーシャルワークやスーパーヴィジョンとしての機能を果

たすかが重要である。

- ・「支援」機能は、市に1か所では充足できない可能性があることから、人口10万に対し、1か所設置することなどの検討が必要である。

- ・国の制度では、子ども家庭総合支援拠点の小規模B型が管轄人口約10万単位となっている。柏市には、子育て世代包括支援センターが4か所設置されているため、その機能と併せて設置することにより、地域性を活かした「支援」の実施体制を構築できるのではないかと考える。

- ・児童相談所が行う「支援」機能の家族再統合については、実施機関は市に1か所で良いのではないかと考える。ただ、その機能を児童相談所に置くのか、民間に置くのかを検討する必要がある。

- ・虐待予防や虐待が疑われる場合の対応にも重点を置き、子どもが幸せに生きることを目指す環境づくりに取り組むべきである。

- ・多様な課題を抱え、虐待に至ってしまう親のために、心のケアを含めた支援なども検討する必要がある。

(介入機能のあり方)

- ・「介入」後は家族との関係は保ちにくくなる傾向にあるが、児童相談所の役割として、「介入」の前後も継続して、子どもの権利や安全を第一に確保できる体制整備が必要である。

- ・コミュニケーションがとれない保護者は一定数いる前提を持って児童相談所の体制を検討することが重要である。保護者が児童相談所に押しかけ、何時間もクレームを述べることや、家庭訪問の際に職員が危険な目に遭うことは実際に起きていることである。

- ・介入機能の整備に当たっては、警察や弁護士との配置も併せて検討し、子どもの最善の利益のために必要な「介入」を実施できる体制が不可欠である。

- ・「介入」の権限を有することは児童相談所の強みだが、一時保護に当たっては、長期的な視点に立ち、その家庭についてどのように支援していくかも併せて検討を要するところである。

(障害分野との連携や課題について)

- ・児童相談所に対応している相談受付件数の約半数は障害関係であるため、子ども発達センターが機能強化を図ることにより、障害児施設に入所後の支援も行うことができれば、障害児を一貫して支援をすることができるメリットになる。

- ・障害児を支援している支援専門員からの調査結果では、児童相談所に一時保護されたり、施設措置入所をすることで、それまで子どもが培ってきた地域における様々な社会資源ネットワークが途絶えてしまい、支援者が親子との信頼関係を継続できず、一貫して支援できない現状について指摘が確認できる。市が児童相談所を設置するに当たっては、障害児の施設入所後も継続的な支援ができるよう検討すべきである。

（里親支援とフォスタリング機関）

- ・児童相談所では，市内の里親の開拓，認定を行い，子どもを委託するほか，里親を孤立させないための支援が求められており，フォスタリング機関の整備検討が必要である。
- ・里親が委託された子どもとの関係性を構築できない場合には，児童相談所は措置解除を行うこととなる。そのため，里子との関係不調が起きた時にも，措置解除を望まない里親は弱音を話すことができない可能性があり，里親支援は児童相談所ではない機関が行う必要性を検討すべきである。

（関係機関との連携）

- ・医学診断などで医療分野と児童相談所の関わりは大きいため，適切な連携ができる体制を整えておく必要がある。
- ・県有施設の利活用を効果的に行うことができるよう千葉県との協議検討が必要である。
- ・千葉県内で柏市，千葉市，船橋市の比較的人口が多い市が児童相談所を設置した結果，県の児童相談所の対応件数も減少することから，柏市と船橋市が児童相談所を設置するに当たっては，県とのネットワークも緊密に連携できるよう船橋市とも協議検討すべきである。
- ・県内の医療機関の間で確立している「子ども虐待対応ネットワーク」については，必要に応じて連携を図れるよう協議しておく必要がある。
- ・児童養護施設の市内設置は検討課題としても，少なくともファミリーホームの整備は進める必要がある。子育て支援サービスとして重要なショートステイを，現在松戸市の晴香園に委託しているが，距離があるため，市内の施設整備が必要である。

（人材育成）

- ・人材育成については，児童相談所職員だけではなく，児童養護施設の職員も同様に課題を抱えている。社会的養護においては，里親も含め，担い手の資質向上や専門性強化が重要であり，併せて検討をすべきである。
- ・千葉市では，児童相談所職員の研修会を千葉県と合同で実施しており，同様の取り組みができないか千葉県と協議をすべきである。
- ・特に重篤な事案における虐待対応には，県の児童相談所との連携が重要であり，人事交流を含めて，柔軟にネットワーク構築を進めるべきである。

2 一時保護所のあり方について

（一時保護，一時保護解除の判断について）

・一時保護やその解除の意思決定に当たっては，個々のケース状況を把握した上で，各専門職が調査・診断結果を基にアセスメント，評価を行い，様々な角度から，今後の方針と緊急度とリスクを決定できる専門性と体制整備が必要である。

・一時保護の判断に当たっては，不適切な養育などについて，保護者に対して丁寧な説明が必要であり，児童福祉法第 28 条のような司法介入が生じることを踏まえると，客観的な事実確認を行う必要があることに留意する必要がある。

・一時保護の解除の進め方は，保護後の家庭・保護者の変化，支援体制の構築状況，子どもの状態などを確認し，虐待の再発のリスクアセスメントを行ったうえで，家庭復帰を決定することが重要である。

・一時保護の解除に当たっては，子どもの虐待や非行などの問題について，どのような問題意識を家族が持ち，どのように改善され，支援体制がどう強化されたかを十分かつ適切なアセスメントを行い，子どもの安全を第一に考慮し判断すべきである。

（夜間・休日窓口について）

・県の夜間・休日の虐待通告は，「189」を経由して児童相談所の代表番号につながるものと，直接代表番号に入電するものと 2 通りある。代表番号への入電は夜間業務委託の警備員が取った後転送され，一時保護所職員が通告内容を確認している。

・県の「子ども 110 番」は 24 時間電話での虐待の相談や通告を受けており，県内全域から一か所で相談を受け付けている。相談後は，その内容をまとめて，該当児童の居住する地域を管轄する児童相談所ごとに連絡をしている。

・福岡市や札幌市では，夜間・休日の虐待通告の対応を直営ではなく NPO 法人などに委託をしているが，同様の方法も実現性を検討すべきである。

（開放型と閉鎖型，分離型と併設型）

・児童相談所の事務所と一時保護所を分離した場合，保護者に子どもの居場所を知らせずに一時保護をすることができ，子どもの安全確保がより可能となることや，郊外に一時保護所を配置することによる園庭などのスペース確保など，子どもの安全面や生活環境の面などにおいてメリットがある。

・分離した場合のデメリットとしては，児童福祉司や児童心理司が事務所から離れた一時保護所にいる子どもを支援することとなり，行き来の負担等によって訪問が困難になったり，回数が減るリスクがあることなどがあげられる。また，職員間の情報共有にもタイムラグが生じる可能性があり，距離的には同一敷地内となることが望ましい。

・一時保護をされた子どもは，精神的な課題を抱えている子どもが多いため，

児童相談所の中では囑託の児童精神科医が診断し、児童心理司がケアをする体制が整っているが、一時保護所が併設していない場合、そのケアが十分に行えなくなることが想定される。

- ・子どもの安全を守るため、ケースによっては長期間の一時保護が必要な子どもがいることから、保護所は閉鎖型より開放型の一時保護所を目指すべきである。

（施設の機能）

- ・一時保護所に入所する児童は、年齢や保護に至る理由等は様々である。施設には、幼児の遊ぶスペースやグループで過ごせる場所、気持ちを落ち着かせるための個室、行動観察のため職員の付き添いのもと生活をする個室など、子どもの状況に合わせ、対応できる居室や住空間を作ることが必要である。また夜間の一時保護や、緊急保護に対応できる部屋の用意も必要であり、シャワーやトイレも専用に設置する必要がある。

- ・虞犯、触法の子どもの対応や緊急的な一時保護など、状況に応じて柔軟に使える個室を設けるべきである。

- ・一時保護所については外部評価を行い、子どもを回復させる機能と管理する機能がそれぞれ適切になされているか公表していくことが必要である。また、今後は回復機能に重点を置くことが重要となってくる。

- ・児童相談所を複合施設にする場合は、園庭を外部から見えない形状にするなど、子どものプライバシーやセキュリティの確保を踏まえて様々な視点で検討が必要である。

- ・児童相談所の制度や体制は職員の大幅な増員など、今後も変化する可能性があるため、将来を見越して、建物や土地には増築ができる余地を残すべきである。

（施設の個室化等について）

- ・個室が原則ではあるが、子どもが1人にもなれて、寂しい時には集まることができるような、様々な状況に対応できるバリエーション豊富な造りであるとよい。

- ・ユニットを基準に作りながらも、フレキシブルに変更できるとよい。例えば2人部屋を4人部屋に変えたり、可動式の壁で部屋の編成を変更できるなどが考えられる。シャワー付きの個室も設置してあるとよい。

（子どもの学習権）

- ・保護者の連れ去りの危険性を考慮すると、一時保護所から学校への通学は難しい現状がある。また、一時保護中は住民票を異動させないため、その間のみ、子どもが原籍校から越境通学扱いすることへの課題もある。

- ・一時保護所に近い学校に通学する場合、その学校は一時保護をされた児童を頻繁に受け入れることになり、他の生徒に対する影響が懸念される。短期間で一時保護所を退所する子どもが、原籍校とは別の学校において適応を図ること

の困難さも配慮する必要がある。

- ・千葉県では、一時保護所で子どもと寝食をともにする教員が派遣され、小学生と中学生の学習支援と生活指導を実施しているが、学習の質を考慮すると、小中学生を別部屋で指導はしているものの、生活指導とは別の学習専門の職員の配置が必要と考える。

- ・一時保護後に児童養護施設等に措置され、施設の近くにある学校に通学する場合、一時保護期間中の学習単元項目が抜け落ちるケースが見受けられるため、市立の児童相談所を設置する場合には、教育委員会と連携体制を図る必要がある。

- ・中学3年生の子どもが一時保護をされ施設措置が決まっている場合には、措置先の施設が決まらなると、受験校を決められない問題が生じる。

- ・児童相談所への教員配置については、職員定数として適切に割当ができるよう千葉県と協議を進める必要がある。

(一時保護の期間)

- ・平成30年度の児童福祉法改正により、一時保護後は、原則2か月以内に保護を解除して子どもを家庭に戻すか、施設等に措置するかの結論を出すものとされているが、保護者が虐待を認めない場合や、保護者と連絡が取れなくなった場合などには対応が長期化し、2か月で結論が出ないことがある。

- ・保護者が一時保護の延長に同意した場合には、一時保護の延長手続きを児童相談所が進めるが、延長に反対した場合、2か月を超えて一時保護を行うには家庭裁判所の許可を得なければならない。

- ・現状では一時保護を2か月行い、その後2か月延長した4か月以内におおむね家庭復帰か、施設や里親などに措置をするか決定しているケースが多いものと認識している。

- ・児童福祉法第28条の審判期間は、家庭裁判所が子どもの事情にも配慮し、比較的早めに結論を出しているよう見受けられる。保護者に弁護士代理人がつき、長期化することもあるが、概ね2か月から半年の間に裁判所の結論が出ることが多い。(即時抗告をした場合についても概ね2、3か月で結論が出る。)

(広域的な対応)

- ・状況に合わせ安全に一時保護を行うために、千葉県や船橋市と協定を締結し、費用負担などを含め、相互で一時保護委託を行うことができるか協議を進める必要がある。

- ・保護者の連れ去りを踏まえ、広域的な対応を検討する必要があるため、県内自治体で連携し、子どもの安全を守る必要がある。

(一時保護所の定員、職員配置について)

- ・令和元年5月末時点において柏児童相談所で一時保護されている柏市の子どもは18名おり、8名が一時保護委託されている。同数値を平均値とすれば、一時保護所の定員は、ある程度余裕を持たせた場合、25名程となり、また8名

程度の一時保護委託先が必要ということになる。

- ・一時保護された子どもは、幼児から高校生年齢まで様々な子どもが集団生活をしており、子どもに応じた関わりが必要である。また被虐待児や非行少年など多様な課題を抱えた子どもたちへの関わりなど、子どもを理解し支援するための専門性が必要である。

- ・一時保護所の定員を超える入所が生じた場合など、一時保護所に児童相談所（事務所）職員が応援勤務をする状況も想定されることから、様々な状況に対応しうる職員の配置数や体制について検討することが必要である。

（児童養護施設への一時保護委託について）

- ・児童養護施設は入所施設であり、子どもが日々の生活を行う場所である。その子どもと同じ空間に一時保護の子どもが入所すると、一時保護された子どもは既に生活しているコミュニティで関係を作ることが難しく、一時保護された子どもの入退所が頻繁に繰り返されれば、入所児童の生活に支障が生じうる。また、千葉県内の施設では既に入所定員近くまで子どもが入所しており、定員のキャパシティからみても、一時保護委託の受け入れは困難な状況にある。

- ・児童養護施設で一時保護委託を行うためには、そのための施設整備が必要であり、未整備なまま児童養護施設で一時保護を行うことは難しいと考えるべきである。

（医療機関と医療ケアについて）

- ・一時保護所内において水疱瘡やウイルス性胃腸炎などの感染症が発生した場合、収束するまで一時保護所の入退所に支障が生じてしまうことがあるため、予防、隔離によって感染拡大を防止できる部屋の設置が必要である。

- ・一時保護所の入所時には小児科医の健康チェックが必要であるため、医療機関との連携は必要である。

- ・墜落分娩による一時保護など、医療機関への一時保護委託が相当数ある。

（社会的養護の課題）

- ・0歳児の一時保護は少なくない状況にあるが、一時保護所での受け入れができないため、乳児院やファミリーホーム等の施設整備も検討が必要である。

- ・児童養護施設などの措置の受け入れ先を確保できないままでは、一時保護所は慢性的な定員超過となるため、市は先行的に取り組む必要がある。

- ・社会的養育ビジョンでは、里親等の家庭と同等の養育環境が求められており、多くの定員を持つ児童養護施設等の整備には課題があるものの、現状措置されている児童数については最低限確保できるよう検討すべきである。

- ・市関係部署と連携し、空き家や空き地をファミリーホーム設置に活用できないかなど、様々なアイデアを検討していくとよい。

3 社会的養護のあり方について

(社会的養護における現状)

- ・千葉県では里親支援は児童相談所が行っており、里親が児童相談所に直接相談に来るケースは多い。
- ・県内・県外問わず、首都圏の施設は定員近く入所している状況であり、受け入れできる児童養護施設等が少ない状況にある。このため、施設入所までに、数か月かかってしまい、高校受験に備えている中学3年生の子どもも入所できない場合もあることから、受験等に支障が生じないよう市独自の施設整備を検討すべきである。
- ・入所施設については、小規模化や分散化などが議論されているが、既に施設の多くが小規模化を進めており、グループホームのほか、地域支援を幅広く行う多機能化の一つとして、フォスタリング機能も併せ持つ施設も出始めている。
- ・児童養護施設等においても障害のある子どもが増えている。障害があり養育上特別な配慮を必要とする子どもの増加、また被虐待児で精神的に不安定となり、様々な行動を突発的に引き起こす場合があるため、専門的なケアを行う職員をおき、そのような子どもへの高度なケアを行っていく必要がある。
- ・県内の児童養護施設等は概ね定員に近い状況であり、定員に空きがあっても、年齢や性別によっては受け入れられない状況があることを踏まえておく必要がある。

(社会的養護における課題)

- ・一時保護された子どもの施設入所が適当であると判断された時点で、速やかに入所できるだけの十分な受入れ先の確保が必要であり、市は独自の施設整備を含めて検討を進めるべきである。
- ・社会的養護の子どもが抱えている課題は、家族の問題や虐待を要因とした傷つきなど複雑である。その複雑な課題を支援できるよう、関係機関の連携や役割分担などを効率的に行える仕組みを検討する必要がある。
- ・18歳になる前に家庭復帰をする子どもについては、家庭復帰後に親子関係が良好な方向に改善する家庭は決して多くなく、親子関係の再構築は難しいものと捉え取り組むべきである。
- ・国の社会的養育ビジョンでは、家庭復帰の促進を推し進めているが、これまで家庭復帰をした子どもがその後どのような経過をたどっているのかなどについて、現状や課題を可能な限り把握した上で、その取り組みを検討するべきである。
- ・市内において新しい児童養護施設や乳児院を整備する場合には、里親支援の機能を付加することも検討する必要がある。
- ・里親にとって、児童相談所の敷居が高いのは、措置を行う児童相談所に悩みを相談することで、里親としての養育能力を評価されてしまう懸念からである。
- ・里親にとって児童相談所よりも、民間機関等の方が養育について相談しやす

い現状もあることから、児童養護施設等の整備を検討する場合は、様々な機能を一体的に持たせると合理的である。

（市内における施設整備の必要性について）

- ・社会的養育ビジョンでは家庭的養育を原則としており、社会的養護の中心は里親とされ、児童養護施設等は専門的な養育にシフトすることを求められている。
- ・市で児童養護施設などに入所をしている子どもが仮に50人いれば、少なくとも現在入所している人数については、新たな施設整備等による定員の確保を検討すべきである。
- ・DVケースや保護者が子どもを連れ戻す可能性がある場合など、市内の児童養護施設等に入所することが難しいケースについては、市外の県有施設を活用することにより対応する必要があるため、県と定員枠に係る割愛協議を進めるなど検討が必要である。
- ・社会的養育ビジョンに基づき社会的養護については里親中心に整備していくべきではあるが、里親の登録者数を急激に増やすことは養育能力などの質の確保から課題が生じる可能性がある。
- ・県内の児童養護施設入所率は約9割の現状にあり、措置先の確保ができないために一時保護所も県内では定員超過の状況が続いている。柏児童相談所の一時保護所も定員超過が慢性化しているため、市独自に児童養護施設などの整備も併せて検討をする必要がある。
- ・施設入所を必要としている年齢層を踏まえると、児童養護施設の需要が最も高く、乳児院を整備する場合には多機能化を検討すべきである。親子が一緒に避難することができるシェルターが必要であるという意見も考えられるが、避難場所が市内の施設で適切かは検討が必要である。
- ・社会的養護は家庭養育に近い里親中心になるものの、施設についても最低限の定員は確保、整備する必要があることから、小規模な乳児院と児童養護施設を整備している横須賀市を参考にするとよいと考える。
- ・ファミリーホームを運営するためには、ある程度の経験を有する里親でなければ、定員5,6人の子どもを養育することは困難であるため、施設の運営を軌道に乗せるには一定の時間を要すると考えられる。

（里親制度における課題）

- ・児童養護施設などの施設措置には承諾しても、個人の里親に子どもを預けることには抵抗感が大きく、里親委託に納得しない保護者は多くいる。
- ・里親も子どもを育てる市民の一人として、育児の悩みがあれば早期に相談ができる体制を整える必要がある。里親養育は、児童養護施設等のように複数の目で子どもの様子を見ることができないリスクもあるため、学校、保育園などの子どもの所属先と児童相談所が密に情報共有を行い、里親委託後のチェック機能や子どものSOSを適切に把握できる仕組みを検討すべきである。
- ・里親委託は増えているが、子どもの状況を把握しにくい課題があり、各里親

の養育や制度自体の評価が困難な面がある。里親制度について、適切なマッチングができているのか、委託後も定期的に第三者がチェックする仕組みが必要である。

- ・千葉県では、保護者と子どもが会うことにリスクを認識した場合、保護者と子どもが遭遇することのないよう居住地とは異なる地域の里親に委託することが多い。

- ・里親登録業務については、行政管轄の区分により各自治体ごとに独立して業務を実施しているが、様々な事情を抱える子どもへの対応に備えて、千葉県、千葉市や船橋市と連携をし、市外への里親委託の可能性について協議、検討する必要がある。

- ・子どもが里親の家庭に入ると、客観的な評価が難しい側面がある。児童養護施設等であれば、相性のよい先生を見つけることもできるが、里親家庭ではそのような対処ができないため、里親へのトレーニングや評価方法を検討すべきである。

- ・里親は親権者ではなく、親権者は別に存在する。法改正により里親ができる法的行為は拡充されたものの、親権者が妨害的、非協力的な場合には、弁護士が里親に法的助言をする必要が生じるため、里親や施設が法的支援を受けやすい体制を検討すべきである。

- ・養子縁組を行わない里親家庭の場合には、子どもが成長するにつれ、携帯電話の契約やパスポートの取得などには、未成年後見人の選任が必要となるが、誰が未成年後見人に選任されるのかという問題が生じる。親権者と里親、未成年後見人が全て別の者というケースは、子どもの視点に立つと通常では考えられないような状況であることを念頭に置くことも必要である。

(里親への支援)

- ・自分の子どものように育て、子どもが家庭復帰をすると喪失感が生じてしまうような里親がいる一方で、短期間の里親委託を歓迎してくれる里親もおり、そのような里親が増えれば、緊急時においても子どもを家庭的な雰囲気の中での養育できる場を確保しやすくなる。

- ・愛着形成に課題のある子どもは、新しい家族関係で様々な試し行動を起こすため、子育て経験が少ない里親の場合、苦勞を伴ったり、夫婦関係に問題が生じることもある。里親が初回の委託で断念してしまい、継続することができなければ、決まった里親しか子どもを預かってもらえない状況となるため、里親委託後のケアは非常に重要である。

(フォスタリング機関について)

- ・フォスタリング業務については、全ての業務を民間に委託できるかは検討が必要である。ただし、業務を委託しても、最後に責任を持つのは児童相談所であることは念頭におくべきである。

- ・フォスタリング業務については、民間委託できる業務と児童相談所が行うべき業務について、分担の整理が必要である。里親への養育支援等は、児童相談

所よりも身近な所で相談できる方がよいと考える。

- ・民間委託のメリットとしては、児童相談所職員と異なり、異動がなく、長期間子どもや里親の支援に関わることができるため、ノウハウを蓄積できる点があげられる。

- ・児童養護施設等は第三者による評価制度があるため、客観的な評価が行われている。これに対し、里親は家庭という秘匿性の高い場にいるため、客観的な評価が難しい。里親の養育に対する評価を児童相談所が行うか、フォスタリング機関が行うかは検討が必要である。

- ・フォスタリング機関は、里親への支援（マッチングなど）が中心とされてきたが、支援の継続性や効率性を踏まえて一連の業務を包括的に民間に委託をしている自治体がある。

- ・受託する事業者にとっては、人件費の確保等のため自治体が事業の継続を担保した複数年度による契約方式などを検討しなければ事業の継続が難しい状況にある。

（関係機関との連携）

- ・里親家庭は子どもにとって家庭的環境での子育ての保障につながる一方で、家庭内の状況は外から見えずらく、介入しづらい面もあることから、子どもの権利を守るためには、様々な機関、里親応援ミーティングなどとの連携による支援が重要である。

- ・家庭に戻ることができず児童養護施設に入所していた障害を持つ子どもが18歳を超えて施設を退所した後、障害者のグループホームを希望したが、身元引受人がいなかったために入所が難航した事例があった。そのような課題に対応するには、障害福祉との連携の必要性が今後さらに高まる。

- ・千葉県の子童相談所は、里親会の管轄地域を児童相談所の管轄地域としており、地域が広域なため、里親委託後の支援が必ずしも十分行き届いていない可能性もあることから、柏市がフォスタリング事業を実施する際は、管轄が市内に限定されるため取り組みやすくなるが、人員の確保が重要であり、里親支援の優先順位は比較的高いものと認識している。

- ・18歳以降の施設退所後の子どもに対するアフターフォローは市の福祉関係部署などと連携が必要である。

（措置児童の進路）

- ・大学進学に必要な学費を施設は負担することができないため、子どもがアルバイト等で貯金をしたり、奨学金を活用しなければならず、現状では、返済が必要な奨学金を利用した場合はその子どもの将来に経済的課題を残すことになる。

- ・高校卒業後の進路については、高校入学時から施設と子どもで進学費用に必要な話し合いを開始し、民間企業などで行っている給付型奨学金を活用するなどの意識付けを行っている。

- ・子どもの実態を適切に把握するためには、高校、大学の入学率や就職率など

の入口部分だけではなく、高校、大学を卒業した割合や定職率の状況などの出口や定着率を含めた把握が必要であり検討すべきである。

(退所後のアフターケア)

- ・児童養護施設等を退所した子どもたちが生活をする上で、生活の困難さを感じるのは、一般家庭の日常生活を体験していないこと、つまり、実感をともなつた生活知識を身に付けられていないことやこれまでの集団生活から一人になることへの孤独に関することである。
- ・施設を退所する際、子どもには生活する上で困難なことがあれば施設に相談するよう伝えているものの、実際には相談をしにくいところが本音であり、施設への相談の事案の多くは解決できない状況になってからくる状況が多い。
- ・施設では、家庭支援専門相談員によるアフターケア事業に取り組んでいるが、人員が少ない現状では定期的な訪問等を行うことが難しい。子どもからの相談を待たずに積極的な訪問等を実施するためには同事業に特化した専門職員を配置する必要がある。
- ・施設退所後の定期的なアウトリーチなどの支援期間は、1年程度が一つの区切りと考えられる。家賃を滞納した、仕事を退職したなど、子どもによって不安定な状況が様々あるので、1年間は特に注意が必要である。
- ・施設退所後は、施設と異なる自治体に転居する子どもが多いため、転居後も、円滑に必要な相談機関につながるができるよう支援が継続できる仕組みが必要である。
- ・児童養護施設の子どもは集団生活で育ち、公的機関の利用方法が分からず、必要な相談機関に繋がるのが難しいことが多い。18歳以降を支援する方策として、福祉の総合的な相談機能を備えている中核地域生活支援センターが施設退所後のアフターケア事業を担うことも選択肢の一つである。
- ・退所後のアフターケアについては、令和2年度からの給付型奨学金や、貸付型の家賃支援、また、20歳までの措置延長制度や、自立生活援助事業が開始されたことで、高校卒業後にすぐ施設を出るのではなく、準備をすることもできるなど、制度は充実しつつある。

(施設職員、地域の人材育成・確保)

- ・児童養護施設等においても障害のある子どもが増加しており、特別支援学級に通う子どももいるため、教育委員会との連携は必要である。児童養護施設にも心理職は従事しているが、児童精神科医等によるケース会議におけるスーパーバイズなどにより、施設職員が子どもの障害特性を把握し、適切な養育に取り組めるスキルを身に付けられる仕組みを検討すべきである。
- ・社会的養育ビジョンにおいて、施設の高機能化が求められており、施設においても専門性を高めることが重要になっている一方で、人材の育成には時間を要するため、育成期間を踏まえた上での職員配置や育成システムが必要である。
- ・施設の業務は、宿直勤務など労働条件が厳しい面が多く、特に女性にとっては、出産後の宿直が困難であり、継続が難しい職場環境となっている。

- ・施設の人材確保については、労働条件が厳しいことや人員配置が十分に確保できない状況も想定されるため、地域のボランティアを募り、学習ボランティア、遊びボランティアなどのサポートができる取り組みも検討すべきである。

(社会的養護と一時保護)

- ・課題のある家庭へ市が「支援」をしていたなか、児童相談所が一時保護を必要と判断した場合、保護者が感じる「支援」から「介入」へのギャップは想像以上に大きい。支援者側からは、ケースによっては、親子を地域でもう少し支える仕組みがあれば、一時保護をせずに地域で過ごせたかもしれないケースも見受けられる。日光市の事例も参考に、一時保護ではなく、緩やかに預かることができる機能等について研究する必要がある。

- ・児童相談所が担当する「介入」ケースと市の「支援」ケースの境目で、地域で何とか家庭生活を送れているケースも増えている。地域のNPO 法人与行政がうまく連携できる仕組みがあると、一時保護とは違った形での養育支援が期待できる。

4 障害児（療育）の相談支援のあり方について

（組織体制）

・県の児童相談所は児童相談所間の人事異動が可能だが、市では異動先が少ない状況にある。職員が長期間児童相談所に配置されることで、職員のメンタル、モチベーション、キャリア等において弊害が生じる可能性があるため、児童相談所に従事する専門職の配置先を他部署に複数設けたり、千葉県等との人事交流を行うなど検討するべきである。

・松戸市のように常勤医師をこども発達センターに配置することにより、療育相談支援体制を強化する手法についても検討する必要がある。

・療育手帳をはじめとした障害児に係る児童相談所業務については、業務の効率性を踏まえ、児童相談所で実施すべき業務か、市長部局で実施すべきか、役割分担を明確化する必要がある。

・療育手帳の業務は、申請と受付、発行と交付などの窓口を一元化することにより、業務にかかる時間の短縮やミス削減につながる可能性があるため、市長部局で業務を行うことなど一元化を検討するべきである。

・こども発達センターにて療育手帳の発行業務を担うことも考えられるが、その際は、業務量の増加を見越したこども発達センターの職員体制強化も併せて検討することが不可欠である。

・東京都では医療型の障害児入所措置権を児童相談所ではなく、知事部局に移譲していることから、市で実施する場合には東京都と同様に市長部局に移譲することも検討の一つである。

・虐待対応件数が増えている中で、療育手帳業務を他部門に切り離し、同部署で支援を継続することができればよいところであるが、制度的に切り離すことが可能なのは検討事項である。

・療育手帳業務を他部署で行う場合においても、その必要人員を虐待対応業務に係る児童心理司の人数を削減して捻出してしまえば、手帳の発行業務を効率化できても、虐待対応業務に影響が生じるため、慎重に検討することが必要である。また、療育手帳は行政処分であり、異議申し立ても見込まれることから、そこも見越した職員配置や業務分担を検討する必要がある。

・児童相談所は虐待に特化できる体制を整えるべきであり、ケースワーク業務を行いながら事務作業を行うことは負担が大きい。単純な入力作業などは市長部局への業務の移行や、アウトソーシングできる業務の整理等も検討すべきである。

・児童相談所における障害相談の件数は多いが、そのほとんどが療育手帳と特別児童扶養手当に係る業務。それと並行し虐待対応、非行対応を行い、仕事が複雑かつ過重となっている。業務を分離して、療育部門において一本化できれば、児童相談所は児童のケア、親子関係のケアに力を注げる。

（療育手帳の判定や就学時健診等における現状）

・児童相談所が療育手帳の判定の検査を行っている一方で、市の療育機関や教育部門などでも、別途同様の検査を行うこともあり、結果的に二度手間になっている現状が見受けられる。そこをシームレスにできれば、子どもへの負担や、心理職の業務量を減らせる可能性があるため、業務の効率化や、仕組みを考えるべきである。

・療育手帳の判定内容等を共有できれば、就学時健診において再度検査を行う必要がないため、個人情報など制度上問題が生じなければ事務効率化が図ることができる。

・こども発達センターと児童相談所の心理職が行うアセスメントはほぼ同様の検査を行っている。検査は標準化されており、トレーニングされた心理職が行えば、再現性のある、ブレが少ない検査である。

・市の中で同様の検査を行っているものがあれば、何度も行うことは人的コストや検査用紙の購入による利用者負担などが生じるため、そのような検査の改善や実現可能性について検討すべきである。

（障害児支援における現状）

・障害児福祉については、在宅の場合は市が支援し、施設に入所すると県が支援する分断と、就学後は特別支援学校（特別支援学級）に通学するなど教育部門と放課後等デイサービスなどの福祉部門との分断が見受けられる。県と市、教育と福祉の間でのつなぎに課題が生じやすく、体制の整備において、これらの切れ目になりうる部分が重要な課題となりうる場所である。

・未就学の子どもに対する障害児支援のサービスはあるが、就学後の相談支援や施設退所後の入所先が少ないことが課題である。障害児だけではなく、障害者サービス（施設入所、就労支援等）との連携をスムーズにできるように検討すべきである。

・未就学と就学後の障害児支援サービス内容には違いがあるため、就学したタイミングで関わる支援機関が急激に変わる現状があるが、スムーズに移行できる仕組みを検討すべきである。

・生活に課題を抱えている子どもには、愛着障害など保護者との関わりに課題がある一方で、保護者も障害がある子どもの子育てには様々な課題を抱え、養育方法がわからず、手が出てしまうことがある。

・課題のある家庭の子どもの多くは、情緒的に不安定になりがちで、人間関係のトラブルが生じやすい。このような子どもへの支援と保護者へのサポートをきっかけとして、どのように虐待防止を進めていくのかという視点が必要なため、教育委員会のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、また、こども発達センターとの連携や支援の充実に係る検討が必要。

・柏市では障害者支援における継続性を重視し、子どもから大人まで一貫して障害福祉課で業務を行っているが、保護者への負担軽減の視点も含めて、どのような体制がいいのか、改めて検討をする必要がある。

- ・市では保護者支援として、ペアレントトレーニングを家庭児童相談室で実施しているが、低学年までが対象の中心となっている。思春期になると対応が難しくなるケースもあるため、思春期支援にも力を入れる必要がある。
- ・来所による相談やトレーニングをしながら支援をする家庭と、アウトリーチによる支援を行う家庭、この両家庭を支える支援のあり方を検討することが必要である。
- ・市が児童相談所を作るメリットは、虐待が発生する前に介入が出来ることであり、虐待に至る前に家庭へのケアを行い、未然に予防できる体制を整えるべきである。
- ・障害児入所施設についても、家庭的な養育環境の推進が必要であり、ユニットケア、地域小規模化、障害を対象とするファミリーホームの応援などを進める必要がある。
- ・障害児入所施設においても、児童養護施設で家庭復帰などを支援する家庭支援専門相談員のような専門職を配置する必要がある。
- ・自立支援機能については、18歳以上の子どもにおけるいわゆる過齢児問題があるため、その子どもたちが大人の施設で大人としての処遇を受けることができれば、その分現在入所できない子どもが入所できるようになり、その対策が必要である。

（障害児入所施設の現状）

- ・全国的には障害児入所施設は減少している傾向にあるが、地域で障害児の福祉型入所施設が不足することのないよう、児童養護施設に福祉型障害児入所施設のグループホームを併設することなども含めて検討する必要がある。
- ・児童養護施設と障害児入所施設に配置される職員数を比較すると、障害児入所施設の配置基準が下回る現状があることから、少なくとも児童養護施設の水準にあげることを検討すべきである。
- ・医療型障害児入所施設は、強度行動障害や医療的ケア児などへの対応から、専門性の強化が必要な一方で、できる限り家庭的な養育環境で支援を行う必要も併せて検討すべきである。
- ・人材の質の確保や向上について、障害児入所施設には児童養護施設のように運営指針はなく、施設長の資格認定、資格更新制度なども見直しが図られる必要がある。

（児童養護施設の現状）

- ・児童養護施設に入所している障害児の割合は、国の資料で約3割とあるが、診断名がついている子どもだけでなく、発達障害等の疑いがある子どもも一定数いるため、そのような子を含めると実感として、入所児童の4割程度と感じている。
- ・児童養護施設にいる障害児においては、家庭復帰ができる子は少ない状況にある。家族の支援がなく、障害がある子が施設を退所した後は、社会生活を送ることは非常に難しいことから、児童相談所、施設などとの連携が重要である。

（療育手帳に関する市の関わり）

- ・療育手帳については、県への進達業務のため、市は申請窓口となっているが、手帳に必要な判定や発行業務等がないため、他の手帳と比較すると業務負担が特に大きいという認識はないが、件数は比較的多い。
- ・児童相談所では、療育手帳の診断をする医師が不足していることから、判定を行うまでに時間を要してしまっている現状が課題である。

（社会的養護環境の課題）

- ・児童養護施設から障害児入所施設に措置変更を行うことは難しく、大人が多い施設に子どもが入所することが適切なのかという問題もある。
- ・医療的なケアが必要な場合や子どもの連れ戻しの可能性があるなどの特段の事情がある場合には、居住地から遠方の施設への措置も考える必要があるため、千葉県などの他団体との連携が不可欠である。
- ・障害児が入所するまでに必要な期間や、措置までの待ち期間、契約の場合の待ち期間などのデータが調査、収集できないか検討が必要である。

（医師の確保）

- ・柏児童相談所では配置している嘱託医9人を常勤1人に換算していると思われるが、1人の常勤医師を確保することは非常に難しい状況である。
- ・神奈川県横浜市では療育手帳の判定にあたっては、医学診断を行っておらず、このような手法が可能であれば、少ない人数で業務を行うことが可能になるため、検討すべきである。

（「支援」と「介入」について）

- ・家庭での継続的な「支援」から「介入」に踏み込む際の基準があるが、その見極めを誤ることで適切な判断が遅れることがあるため、別組織・部署で取り組むより一つの組織・部署で取り組むことも考えられる。
- ・「支援」と「介入」をどのように一体的に取り組み、どう虐待を予防するのかについての検討が重要である。市では要保護児童対策地域協議会に多くの関係機関が加入していて、その関係機関からの支援の力は非常に大きい。中核市はそれらの関係機関との連携が取れていることが強みであるため、県型のミニチュア児童相談所ではなく、市型の児童相談所の在り方を検討すべきであり、予防のために相談支援、連携を行いつつ、介入もしっかりと行う必要がある。
- ・市が現在行っているペアレントトレーニングなどの「支援」事業で保護者と二人三脚で支援していたところで、「介入」で一時保護に踏み込む判断を同じ部局で行うのは、難しい判断だが、なれ合いになることのないよう、体制を開所当時から明確化する必要がある。

5 フォスタリング機関のあり方について

(導入により期待する効果)

- ・民間の手法を活用したフォスタリング機関が組織的に里親のリクルートから里親支援に取り組むことで、地域力をあげる効果が期待される。
- ・地域力をあげ、地域が里親を支え、里親という生き方を選びやすくなること
が、里親の担い手の確保にも必要である。
- ・フォスタリング機関は措置権を持たないため、児童相談所とは異なり、里親との間に「指導」と「支援」の二重の役割がないことが、民間のフォスタリング機関の強みになる。

(フォスタリング機関と里親との関係)

- ・里親とソーシャルワーカーの双方が成長に貢献する関係が望ましい。指導する側とされる側、支援する側とされる側ではなく、互いに成長できる関係が重要である。
- ・「フォスタリング機関及びその業務に関するガイドライン」において、「委託可能な里親を開拓し、育成すること」、「里親との信頼関係を構築し、相談しやすく、協働できる環境を作ること」、「子どもにとって必要な安定した里親養育を継続できる（不調を防ぐ）こと」の3つが成果指標とされているが、実務的にも非常に重要な指針であり、フォスタリング機関としてはこれらの達成が不可欠である。
- ・フォスタリング機関と里親の関係は指導監督ではなく、個人と組織が対等の関係で、互いの成長に貢献し合う関係を築くことが大事である。里親の生きがいは子どもの成長であり、里親を満足させることがゴールではない。
- ・信頼関係を築くためには互いの成長に係る成功体験が必要であり、リクルート活動から登録までフォスタリング機関と里親が一緒に歩むことができる仕組みが必要である。

(現状と課題)

- ・特別養子縁組を前提としない比較的短期間の里親委託など、子どものニーズと里親の事情とのマッチングがうまくいかないケースもあり、委託に必ずしも結びつかない場合もある。
- ・初回の問い合わせから里親登録に至るまで割合は地域差があるが、およそ2%強から4%強の登録率である。養育里親としての生き方を選ぶことを里親に関心を持つ市民と一緒に考えていくことが重要である。
- ・里親は、事前にトレーニングを積んでも実際に子どもを預かると想定外の事態が連続で起こり、ベテランの里親でも仮に15ケースうまくいっても16ケース目が必ずしもうまくいくとは限らないものである。里親と事前準備に取り組むことも重要であるが、準備どおりにいかなかった時に、どのように対応すべきか一緒に考えることができる仕組みを整えるべきである。

- ・フォスタリング機関は里親が養育しやすい環境を作り、協力してもらえるよう個人と組織が対等の関係で、互いの成長に貢献し合う関係を構築すべきであり、マッチングだけでなく、委託後も支援を継続することが重要である。
- ・家庭訪問は平均10日に1回訪問し、里親と子どもに会っている。一番訪問回数が多いケースは一時保護委託に関わるケースである。
- ・里親と里子に不調が生じた場合、子どもが養子縁組や施設措置となった場合等には、心理職等がグリーフケア、喪失感に対するケアや里親が感じる無力感のケアを行っている。
- ・フォスタリング機関は万能ではなく、里親との協働が必要であり、ピアサポートも大事なサポートとなるため、里親会との連携も重要であり、フォスタリング機関と里親が協働すると効果が出るという認識をもってもらう努力も必要である。

（民間手法の効果的な活用について）

- ・行政がリクルート活動を行うと、平等性や予算制約の観点から、なるべく薄く幅広い活動を想定してしまうが、民間の受託者の場合は、特定の地域に集中的に行うことやイベントを実施する前に関連地域に事前のチラシ配付を行うことなど、ピンポイントの戦略を選択することも可能である。
- ・里親をリクルートする担当者には営業職出身の職員を配置するなどして、リクルート活動に専念し、子どもを里親に委託する担当者は別の担当者を配置することで、担当分野に特化した取り組みを進めることができる。
- ・里親に問い合わせをした方には、里親制度を説明する冊子を事前に送付し、基礎的な理解を事前に行うことができるよう工夫している。

（フォスタリング機関と地域との関係）

- ・成果を出すためには協働が重要なテーマであるが、協働は児童相談所と里親のみでなく、地域社会との協働が重要であり、地域からの信頼を獲得することはフォスタリング機関として運営するために必要不可欠なものである。
- ・里親と施設の違いは、里親は個人として地域で生活している点。施設はその営みが終われば、地域のつながりがなくなるが、里親は里親をやめてもその地域で生活し続けるところが異なる点である。
- ・子どもが一時保護をされると、児童相談所を持つ県がサービスの主体になるが、里親が実際に子どもを養育する場合には地域資源を活用する必要性があることから、それらの資源を家庭に取り込むことができる仕組みを整備する必要がある。

6 中核市における児童相談所のあり方について

(組織体制)

- ・児童相談所長の役職は、児童相談所が持つ権限を踏まえると、部長相当職がより適切な場面も多く、その職位については検討する必要がある。
- ・要保護児童対策地域協議会の所管をどの部署で担当すべきかということや、通告先を児童相談所に統一するかは検討すべきである。業務や通告先が分散することを避けるという観点からは、虐待の程度に関わらず、1か所に集約する方が効率的という考え方もある。
- ・児童相談所のケースは一つ一つ事案が異なるため、一人の職員が矢面に立たないよう、組織として対応できる体制を整える必要がある。

(中核市の特色を活かした児童相談所)

- ・市が設置した児童相談所では、虐待の相談、一時保護、その後のフォローまで全てを市が一貫して行うことができる。
- ・市が児童相談所を設置した場合、児童相談所のほか、母子保健、福祉事務所、教育委員会が市職員同士の相互の連携により取り組める。また、民生委員、町内会長等の地域関係者とも密接な連携が取りやすい。
- ・初動調査時において住民基本台帳を閲覧することが可能であり、民生委員など関係者からの情報収集もスムーズに行え、情報収集をより迅速化できる。
- ・障害サービス支援を担う市の福祉部門で、療育手帳の判定業務等を行うことができる。障害児への一貫した支援を一つの窓口で実施できる可能性がある。

(中核市における人材育成について)

- ・都道府県における福祉職の配置先は児童相談所に限定されてしまうことが多いが、市であれば障害福祉や高齢福祉など、幅広い分野への配置が可能であり、様々な経験を積み重ねることができる点が強みである。
- ・スーパーバイザー級の専門職職員を育成するには時間を要するため、生活保護担当部署などの福祉事務所でケースワークを経験した事務職員を児童相談所に配置し、様々な手法による人材の育成・確保を検討すべきである。
- ・県や指定都市などの場合は、福祉職が直営の児童入所施設に指導員として勤務し、寝食を子どもとともにすることで、その実践を通して育成され、適性を踏まえた上で人事異動を行えるが、中核市の規模ではそのような経験が難しい状況が多いため、民間施設と連携することなど、様々な手法による工夫を検討すべきである。

(市児童相談所を設置する上で検討すべきこと)

- ・虐待予防、早期発見のためには初期における適切な調査と迅速な実態把握が必要であり、関係機関と密に連携し、取り組むことができる。
- ・県の児童相談所と比較しても、同水準の対応ができる専門性や体制を構築す

るとともに、市独自の運営を行うことができるようにすべきである。

- ・一時保護所の定員に余裕があると、躊躇せずに一時保護をすることができるため、定員設定は重要である。

- ・市内に必要な社会的養護施設を全て整備することは難しく、ケースによっては市内に措置することが危険なケースもあるため、県や指定都市との協議・調整は必要である。

- ・子どもの安全を優先すると、一時保護所の立地は児童相談所から離れた場所がよいが、子どもの支援の観点からは、児童相談所の近くの方が支援をしやすい。

7. その他

《柏市立児童相談所設置に関する懇談会開催状況》

第1回柏市立児童相談所設置に関する懇談会

(開催日)

令和元年6月3日

(議題)

市の特徴を活かした児童相談所の設置について

第2回柏市立児童相談所設置に関する懇談会

(開催日)

令和元年7月19日

(議題)

一時保護所のあり方について

第3回柏市立児童相談所設置に関する懇談会

(開催日)

令和元年8月23日

(議題)

社会的養護のあり方について

第4回柏市立児童相談所設置に関する懇談会

(開催日)

令和元年10月25日

(議題)

障害児(療育)の相談支援のあり方について

第5回柏市立児童相談所設置に関する懇談会

(開催日)

令和元年11月25日

(議題)

フォスタリング機関のあり方について

(説明者)

特定非営利活動法人キーアセット代表 渡邊 守氏

第6回柏市立児童相談所設置に関する懇談会

(開催日)

令和2年1月22日

(議題)

中核市における児童相談所のあり方について

(説明者)

横須賀市こども育成部児童相談所所長 高場 利勝氏

《柏市立児童相談所設置に関する懇談会委員》

(外部有識者)

氏名	職等
柏女霊峰	淑徳大学教授（社会福祉学専攻）
鎌倉和子	元千葉県柏児童相談所長
小橋孝介	医師，松戸市立総合医療センター小児科医長
長瀬慈村	医師，柏市医師会会長
箱田久美子	社会福祉法人晴香 専務理事
牧田謙太郎	千葉県市川児童相談所嘱託弁護士，柏市教育委員

(庁内委員)

所属	職名
学校教育部	部長
保健所	所長
こども部	部長